

訪問看護重要事項説明書

令和 6年 6月 1日

I 訪問看護事業者の概要

法人名称	医療法人刀圭会 本川越病院	
代表者	小林 明雄	
所在地	(住所)	埼玉県川越市中原町1-12-1
	(電話)	049-222-0533
	(FAX)	049-222-2109
設立年月日	昭和33年12月23日	

II 事業所の概要

(1) 事業所の所在地等

事業所名称	同上	
管理者	同上	
所在地	(住所)	同上
	(電話)	同上
	(FAX)	同上
サービスの種類	訪問看護・介護予防訪問看護	
介護保険事業所番号	1110401554	
通常の事業の実施地域	川越市本庁管区内(※その他地域は応相談)	

(2) 事業の目的と運営の方針

事業の目的	介護保険法その他関係法令及び本契約に従い、利用者様に対して看護のサービスを提供し、居宅において利用者様が有する能力に応じた、可能な限り自立した生活を確保することができるように支援することを目的とします。
運営の方針	(1)24時間体制で、利用者の心身状態に応じた適切なサービスを提供致します。 (2)事業の実施に当たっては、人員の確保、教育指導に努め、利用者の個々の主体性を尊重し、地域の保健、医療、福祉との連携のもと総合的なサービスの提供に努めます。

(3) 事業所の職員体制

職種	常勤換算	従事するサービス内容等
管理者	1名	業務の管理を一元的に行い、看護業務兼任とします。
看護師	2名	かかりつけの医師により訪問看護の指示内容を踏まえた上で、利用者様の状態に合わせ、必要に応じたサービスを提供します。
事務職員	1名	事務職務の連絡等を行います。

(4) サービス提供日及びサービス提供時間

サービス提供日	月曜日～金曜日・土曜日午前
サービス提供時間	月曜日～金曜日：午前9時～午後17時 土曜日：午前9時～午後12時30分

※土曜日午後・日曜日・祝日はお休みです。

※年末年始（12/30から1/3は「祝日」の扱いとなります）の訪問は要相談となります。

※24時間の連絡体制を整えており、ご利用者様の状況に応じて対応いたします。

☎①080-7644-6560

☎①049-222-0533

III 緊急時の対応

サービス提供にあたり、事故、体調の変化、病状の急変等が生じた場合は、ご家族、主治医、救急医療機関、居宅介護支援事業者等に連絡します。

医療機関等	医療機関	医療法人刀圭会 本川越病院	主治医名	
	連絡先	049-222-0533		

緊急連絡先	連絡先① 電話番号		連絡先②電 話番号	
	名前		名前	
	続柄		続柄	

IV 事故発生時の対応

ご利用者に対する事故が発生した場合は、速やかにご家族、担当の介護支援専門員、市町村等へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。事業者が所有、使用または管理している各種の施設・設備・用具などの不備や業務活動上のミスが原因で、第三者の身体障害や財物損壊等が生じ、被害者側との間に損害賠償問題が発生した場合、当院加入の保険にて誠心誠意対応させていただきます。

V 災害時の対応

契約の有効期間中、地震、台風、大雨等の天災その他やむを得ない事情により、訪問看護サービスの実施ができなくなった場合には、事業所は感染症及び災害に係る業務継続計画を策定し速やかにサービス再開に努めます。

VI 苦情相談窓口

サービス提供に関する苦情や相談は下記窓口へ申し立てることができます。

事業者の 窓口	所在地	埼玉県川越市中原町1-12-1 医療法人刀圭会 本川越病院
	電話番号	049-222-0533
	FAX番号	049-224-2109
	受付時間	9時～17時 (担当：立石、古門)
保険者の 窓口	所在地	埼玉県国民健康保険団体連合会 介護福祉課苦情対応係
	電話番号	048-824-2568
	FAX番号	048-824-2561
	受付時間	月曜日～金曜日 8時半～17時(年末年始、祝日を除く)
公的団体の 窓口	所在地	川越市保健所医療相談窓口
	電話番号	049-227-5101 (月～金 年末年始 祝休日の休庁日を除く)
	所在地	川越市役所 介護保険課
	電話番号	049-224-8811 (月～金 年末年始 祝休日の休庁日を除く)

VII 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- ・虐待防止に関する責任者を選定しています。
- ・成年後見制度の利用を支援しています。
- ・苦情解決体制を整備しています。
- ・従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。
- ・介護相談員を受入れます。
- ・サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報します。

VIII 秘密の保持と個人情報の保護について

<p>利用者及びその家族に関する秘密の保持について</p>	<p>① 事業者は、利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取扱いに努めるものとします。</p> <p>② 事業者及び事業者の使用する者（以下「従業者」という。）は、サービス提供をする上で知り得た利用者又はその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。</p> <p>③ また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。</p> <p>④ 事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。</p>
-------------------------------	--

<p>個人情報の保護について</p>	<p>① 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いません。</p> <p>② 事業者は、利用者又はその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。</p> <p>③ 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。（開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。）</p>
--------------------	---

IX 提供するサービスの内容について

(1) サービスの内容

当院では、個々の状況に応じた療養上の世話・診療の補助等の援助を行うことで、生活の質を確保し、健康管理及び日常生活活動の維持・回復を図るとともに、在宅医療を推進し、快適な在宅療養ができるよう努めます。

(2) 看護職員の禁止行為

看護職員はサービスの提供にあたって、次の行為は行いません。

- ・利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり
- ・利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受
- ・利用者の同居家族に対するサービス提供
- ・利用者又は家族からの訪問看護師の指名

(3) その他

- ・暴力、暴言等ハラスメント（迷惑行為）にあたる行為があった際、ご利用を中断させていただく場合がございます。
- ・ペットとお住まいの方へは別途お願いのご案内がございます。
- ・訪問中のケア等、撮影をご希望の際は、個人情報保護のため職員または本川越病院まで一報ご連絡をお願い致します。

説明確認欄

令和 年 月 日

サービス契約締結にあたり、重要事項について文書で説明をしました。

事業者名： 医療法人刀圭会 本川越病院

住所： 埼玉県川越市中原町1-12-1

代表者名： 理事長 小林 明 雄

説明者氏名：

サービス契約締結にあたり、重要事項について文書で説明を受けました。

利用者 氏名

家族または後見人・代理人（続柄 ）

氏名

事業者、利用者双方の署名・捺印をし、それをもって上記の重要事項の確認を証する為、本書2通を作成し、利用者、事業者1通ずつ保有するものとします。